

副本



保全異議申立書

平成27年4月17日

福井地方裁判所 御中

債務者代理人 弁護士 小 原 正 敏 

弁護士 田 中 宏 

弁護士 西 出 智 幸 

弁護士 原 井 大 介 

弁護士 森 拓 也 

弁護士 辰 田 淳 

弁護士 今 城 智 德 

弁護士 山 内 喜 明 代 

弁護士 中 室

祐



## 当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

### 申立ての趣旨

- 1 別紙当事者目録記載の当事者間の福井地方裁判所平成26年（ヨ）第31号大飯原発3、4号機及び高浜原発3、4号機運転差止仮処分命令申立事件について、同裁判所が平成27年4月14日にした仮処分決定を取り消す
- 2 債権者らの上記仮処分命令の申立てを却下する
- 3 申立て費用は債権者らの負担とする  
との裁判を求める。

### 申立ての理由

#### 第1 被保全権利の不存在

- 1 債権者らの主張は、高浜発電所3号機及び4号機（以下、「本件発電所」という）の安全性は確保されておらず、本件発電所の運転によって債権者らの人格権が侵害される具体的な危険性があるから、人格権に基づく妨害予防請求権として本件発電所の運転差止を求める権利があり、かつ保全の必要性も認められるというものであり、原決定は、これを容れて、債権者らの本件仮処分申立てを認容した。  
しかしながら、債務者は、本件発電所について、自然的立地条件（地盤、地震、津波等）を適切に把握し、これが本件発電所の安全確保に影響を与えるような大きな事故の誘因とならないようにした上で、放射性物質が周辺環境に異常放出されることを防止するために多重防護の考え方に基づく設計を実施し、安全性維持・向上のための継続的な活動を行って、安全性を確保している。これらの安全確保対策により、本件発電所において、周辺環境への放射性物質の異常な放出につながり得るような事故が生じることはまず考えられない。また、万一そのような事故が生じた場合であっても、高い信頼性を有する設備等の安全機能により、

周辺環境への放射性物質の異常な放出は確実に防止される。

加えて、福島第一原子力発電所事故を契機として、本件発電所についてより一層の安全性向上対策を講じており、その安全性はさらに向上している。

したがって、本件発電所の安全性は確保されており、本件発電所の運転によつて、債権者らの人格権が侵害されることはない。

2 原決定は、原子力発電所は「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」の3つがそろつて初めて安全性が保たれるところ、本件発電所は地震の際に「冷やす」という機能と「閉じ込める」という構造に次のような問題があると指摘している。すなわち、「冷やす」という機能の点については、本件発電所は地震により冷却機能を喪失し、炉心損傷に至る危険があると指摘し、また、「閉じ込める」という構造の点については、使用済み核燃料の危険性が極めて高いにもかかわらず、使用済み核燃料プールは原子炉格納容器のような堅固な施設によって閉じ込められていないなどと指摘している。そして、「この脆弱性は、①基準地震動の策定基準を見直し、基準地震動を大幅に引き上げ、それに応じた根本的な耐震工事を実施する、②外部電源と主給水の双方について基準地震動に耐えられるように耐震性をSクラスにする、③使用済み核燃料を堅固な施設で囲い込む、④使用済み核燃料プールの給水設備の耐震性をSクラスにするという各方策がとられることによってしか解消できない」「また、・・・使用済み核燃料プールに係る計測装置がSクラスであることの必要性・・・耐震性及び放射性物質に対する防御機能が高い免震重要棟の設置の必要性」にもかかわらず、「これらのいずれの対策もとられていない」と判示している（44頁）。

しかしながら、本件仮処分は、原子力発電所の安全性を争点とするものであり、高度の科学的、専門技術的知見を踏まえた客観的な事実認定に基づいて判断される必要がある。しかるに、原決定の述べる上記の判示は、科学的、専門技術的知見を無視ないし軽視した独自の観点から判断したものに過ぎず、判断の基礎となる重要な事実についても事実誤認をするに至っている。

したがって、原決定は明らかに失当であり、直ちに取り消されるべきである。

## 第2 結語

上記のとおり、本件発電所の安全性は確保されており、債権者らの人格権が侵害される具体的危険性はないのであるから、被保全権利である人格権に基づく妨害予防請求権としての本件発電所の運転差止請求権は認められない。

よって、申立ての趣旨記載の裁判を求める。

なお、保全異議の具体的理由については、追って補充する。

以上

## 当事者目録

〒910-0315 福井県坂井市丸岡町小黒29-1-1

債権者 松田 正

〒910-0337 福井県坂井市丸岡町新鳴鹿1-146

債権者 石森 修一郎

〒914-0051 福井県敦賀市本町1-5-21

債権者 今大地 晴美

〒600-8884 京都府京都市下京区西七条南衣田町63

債権者 朴 羽衣子

〒604-8402 京都府京都市中京区聚楽廻西町181-5

サンマンション丸太町408号

債権者 西村 敦子

〒569-0805 大阪府高槻市上田辺町11-3-206

債権者 水戸 喜世子

〒569-1022 大阪府高槻市日吉台四番町25-13

債権者 水戸 晶子

〒655-0872 兵庫県神戸市垂水区塩屋町3-6-29

債権者 高橋 秀典

〒651-1321 兵庫県神戸市北区有野台3-8-3

債権者 松本 なみほ

〒530-8270 大阪市北区中之島3丁目6番16号

債務者 関西電力株式会社

代表者代表取締役 八木 誠

〒530-0004 大阪市北区堂島浜1丁目4番16号 アクア堂島西館2階

きつかわ法律事務所（送達場所）

電話 06-6346-2970

FAX 06-6346-2980

債務者代理人 弁護士 小原 正敏

弁護士 田中 宏

弁護士 西出 智幸

弁護士 原井 大介

弁護士 森 拓也

弁護士 辰田 淳

弁護士 今城 智徳

〒105-0004 東京都港区新橋2丁目4番2号 新橋アオヤギビル7階

山内喜明法律事務所

債務者代理人 弁護士 山内 喜明

〒530-8270 大阪市北区中之島3丁目6番16号

関西電力株式会社

債務者代理人 弁護士 中室 栄